

さいたま市告示第513号

さいたま市大規模共同住宅の建築等における子育て支援施設の設置に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市大規模共同住宅の建築等における子育て支援施設の設置に関する要綱の一部を改正する告示

さいたま市大規模共同住宅の建築等における子育て支援施設の設置に関する要綱（平成21年さいたま市告示第762号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第2号（第3条関係） [略] さいたま市長 子育て支援施設の設置に関する協力要請書 [略]	様式第2号（第3条関係） [略] さいたま市長 <u>印</u> 子育て支援施設の設置に関する協力要請書 [略]
様式第4号（第3条関係） 子育て支援施設の設置に関する事前協議済書 [略] さいたま市長 [略]	様式第4号（第3条関係） 子育て支援施設の設置に関する事前協議済書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。